

北海道営住宅模様替・増築承認申請書

年 月 日

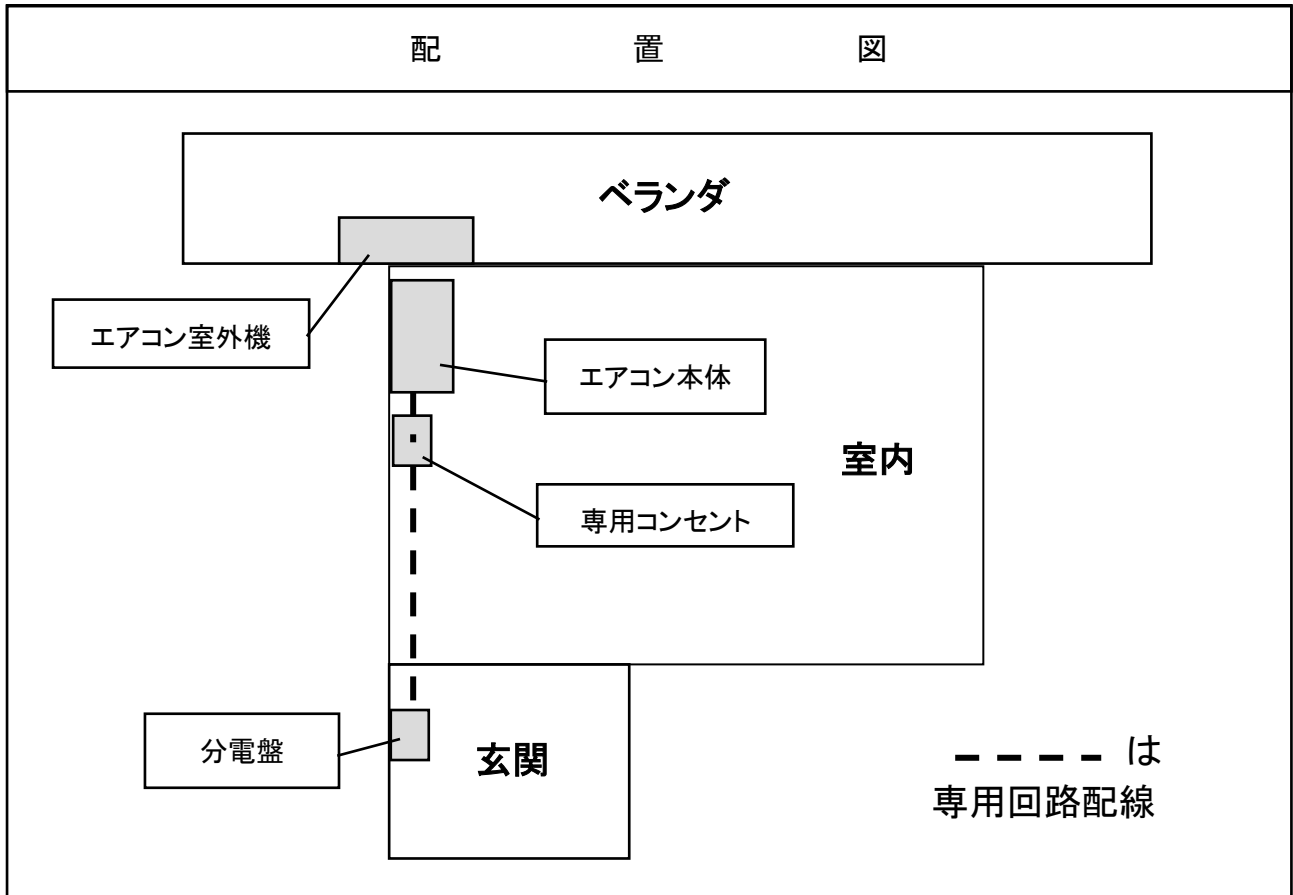
北海道石狩振興局長 様

入居者 氏 名

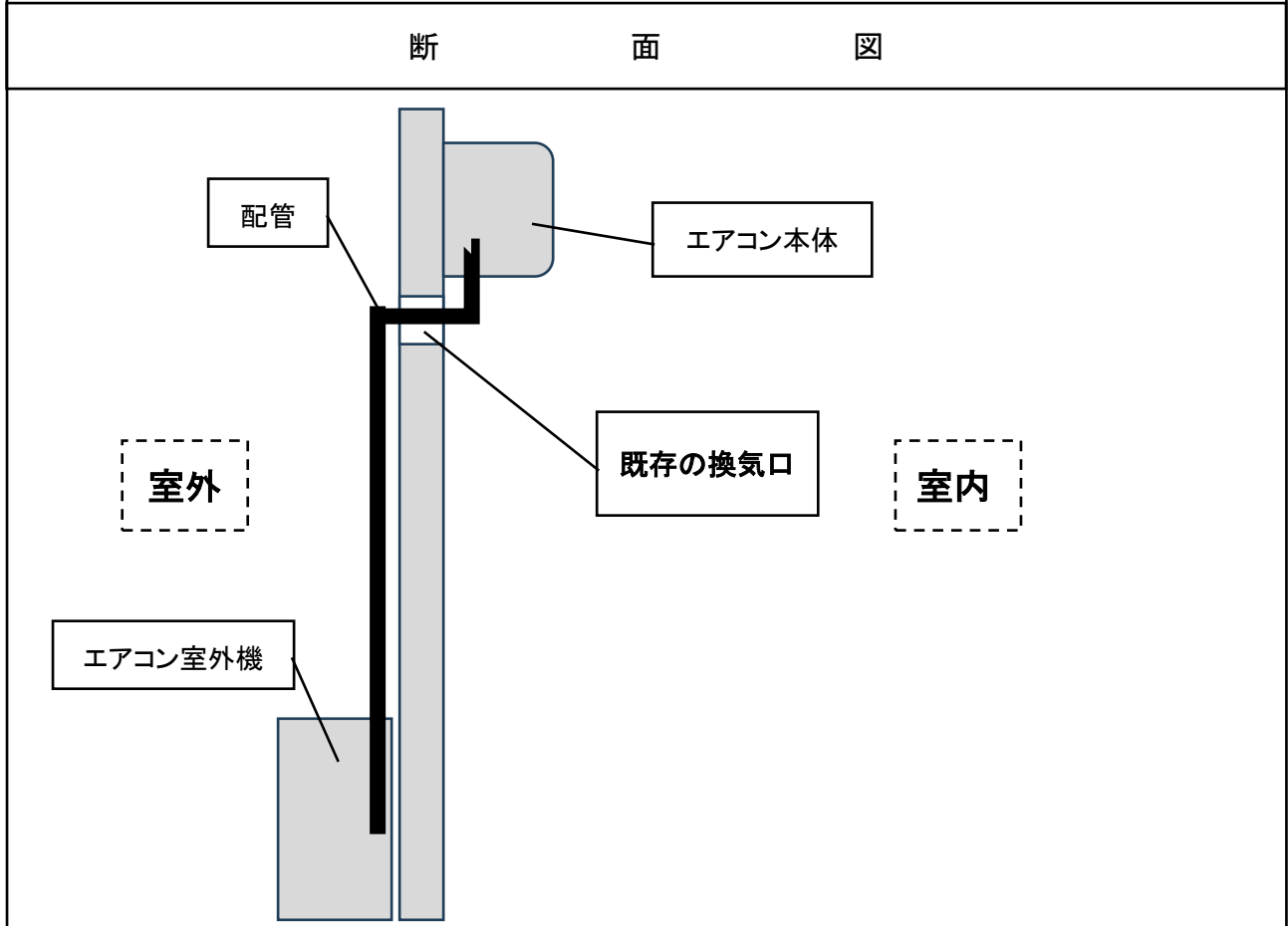
次のとおり道営住宅の模様替又は増築をしたいので、申請します。

申請する住戸	団地名等	団地	棟	号
模様替・増築 の主な目的				
施工方法等				
施工に要する費用	円	原状回復等に要する費用	円	
この申請に係る模様替・増築箇所			備考	
			* 施工業者、原状回復等の方法等を記入してください。	

配 置 図



断 面 図



エアコンの設置を検討されている皆さまへ

エアコンの設置及び必要な設備工事などについては、入居者のご負担になります。

エアコンの設置にあたっては、模様替えの手続きが必要になり、指定管理者（又は振興局）に申請していただく必要があります。

また、設置にあたっては、次の点について留意して頂く必要がありますので、ご不明な点がございましたら、連絡先までお問い合わせください。

○設置にあたっての留意事項

項 目	留意事項
室外機の設置場所	<ul style="list-style-type: none">ベランダの床としますが、緊急避難時の際に支障となる位置（間仕切り板や避難梯子付近など）は設置できません。※ベランダが設置されていない住宅については、住宅管理上の支障にならない場所に設置してください。床面に設置する際は、土台を用いて固定することとし、外壁及び床に直接取り付けないでください。（外壁及び床面に穴を開けないこと）
室内機の設置	<ul style="list-style-type: none">居間の窓の上部などに設置。下地が無い場合は下地を造作した上で設置してください。
室外機と室内機を繋ぐ配管	<ul style="list-style-type: none">既存の換気口などを利用してください。新たに壁に穴を開けることはできません。換気口などが利用できない場合は、窓に設置する専用枠をご用意ください。
電源工事	<ul style="list-style-type: none">分電盤からの分岐により対応をお願いします。事故防止のため、施工は専門業者に依頼してください。
退去時	<ul style="list-style-type: none">設置者において原状回復をしてください。
維持管理	<ul style="list-style-type: none">室外機から出る水、音、振動等により他の入居者からの苦情については設置者で対応をお願いします。
その他	<ul style="list-style-type: none">上記のほか、指定管理者（又は振興局）が、建物の構造や設備又はその他の理由により設置ができないと判断する場合があります。窓用エアコンや移動式エアコンなど、設置工事が不要なエアコンについては、模様替えの申請は必要ありません。

連絡先 指定管理者 一般財団法人 北海道住宅管理公社
維持保全課
電話 011-205-5255

石 狩 振興局 建設指導課
電話 011-231-4111

裏面もご覧ください。

北海道営住宅模様替・増築承認申請（エアコン設置申請される方へ）

・ **申請書への記載について**

エアコン設置のほかに取付が必要な設備について申請書へ記載お願いいたします。

- ①専用回路
- ②専用コンセント
- ③分電盤から分岐ブレーカー取付

【確認】上記①・②・③が必要か取付業者へご確認のうえ

必要があれば記載してください。